

2025年7月9日

関係各位

公益財団法人日本バドミントン協会
事業本部長 朝倉 康善

大会運営規程 第24条(1)① 文字列最下段の広告帯について

平素から本会の活動にご理解とご尽力を賜り、誠に有難うございます。

本年1月22日、【大会運営規程 第24条(1)①】について、

「ただし、当該3箇所のうち最下段には、広告帯の表示を認める。広告帯の表示は、チーム名・スポンサー名や広告のいずれかを表示することができる。（広告帯にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい。）また、広告帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。」

との条文を末尾に追加する改訂を行い、背面上部3箇所の文字列最下段に限り、広告帯を認めることとし、オリジナルロゴフォントの使用も出来るようにいたしました。

改訂直後から、最下段を広告帯として表示した際に表記される文字列は、通常の意味として表記される際の高さ6cm～10cmの規定が適用されるのかどうかについて、解釈を明示してほしい旨のご質問が寄せられておりました。

この度、本会で協議し、以下の通り解釈を整理いたしましたのでご確認ください。別添資料も併せてご活用ください。

【大会運営規程 第24条(1)①】の解釈

1. 最下段を広告帯として表示する場合

- (1) 要項で表示が義務付けられている項目（例えばチーム名）を最下段の広告帯のみで表示する場合、最下段には文字列の高さ6cm～10cmおよび視認性の規定が適用される。
- (2) 要項で表示が義務付けられていない項目を最下段の広告帯で表示する場合や、要項で表示が義務付けられている項目（例えばチーム名）を最下段以外の文字列で表示し最下段でも表示（二重表示）している場合は、最下段に文字列の高さおよび視認性の規定は適用されない。

2. 最下段を文字列として表示する場合

文字列の高さ6cm～10cmおよび視認性の規定が適用される。

以上

大会運営規程 第24条（1）①「背面3箇所の文字列最下段の広告帯」の扱いに関する資料

20250709 公益財団法人日本バドミントン協会 事業本部

		文字列	3箇所最下段の広告帯	
			表示義務のあるもの	表示義務のないもの
認められている表示		プレーヤー名 チーム名 スポンサー名 都道府県名等 3箇所まで	プレーヤー名 チーム名 スポンサー名 都道府県名等 最下段に表示のもの	
大きさ		高さ6-10cm 横30cm以内	高さ6-10cm 横30cm以内	高さ10cm 横30cm以内
色	色数	単一色で同色	限定しない	限定しない
	背面との色の違い	上衣背面と明確に区別できる色		
視認性	フォントなど	視認性の高い文字 数字	視認性の高い文字 数字	限定しない
	装飾文字	含まない	視認性が確保できる範囲で 装飾文字も使用できる	装飾文字OK
ロゴ		含まない	表示OK	表示OK
表示方法	形 向き	水平表示	水平表示	限定しない
	1行に表示できない場合	複数行表示OK	複数行表示OK	限定しない
	表示項目	異なる項目を同一行に 表示できない	異なる項目を同一行に 表示できない	限定しない
表示できない		違法で、中傷的で、私的な商業的意味を持つもの 独断的で政治的または宗教的な主張の強い意図のあるメッセージ		

※ 表示義務とは

・背面に表示しなければならない項目のこと

・要項に明示されているもの